

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		過料
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部下水道課排水設備係
根拠法令及び条項		新座市下水道条例第26条、第27条及び第28条
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条例の規定で言い尽くされているため)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (年 月 日最終変更)